

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条
並びに会社法第801条第3項第2号に定める書面)

2025年5月1日

ニデック株式会社

ニデックモビリティ株式会社

2025 年 5 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

京都府京都市南区久世殿城町 338 番地
ニデック株式会社
代表取締役社長執行役員 岸田 光哉

愛知県小牧市大草年上坂 6368
ニデックモビリティ株式会社
代表取締役社長執行役員 和田 克弘

ニデック株式会社（以下「ニデック」といいます）及びニデックモビリティ株式会社（以下「モビリティ」といいます）は、2025 年 3 月 8 日に吸収分割契約を締結し、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、モビリティのインバータ事業に関する権利義務をニデックに承継させ、ニデックがこれを承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます）を実施しました。

本件吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事項は、次のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 5 月 1 日

2. 吸収分割株式会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 (吸収分割の差止請求) の規定による手続の経過について

会社法第 784 条の 2 の規定により、モビリティに対して本件吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条 (反対株主の株式買取請求) の規定による手続の経過について

モビリティの株主はニデックのみであり、ニデックはモビリティの特別支配会社に該当することから、会社法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条 (新株予約権買取請求) の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条 (債権者の異議) の規定による手続の経過について

モビリティは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2025 年 3 月 24 日の官報及び同日付の電子公告において本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 (吸収分割の差止請求) の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合 (簡易吸収分割) に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条 (反対株主の株式買取請求) の規定による手続の経過について

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合 (簡易吸収分割) に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

ニデックは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2025 年 3 月 24 日の官報及び同日付の電子公告において本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

ニデックは、効力発生日である 2025 年 5 月 1 日をもって、モビリティから 2025 年 3 月 8 日付で締結した吸収分割契約の定めに従い、インバータ事業に関する資産、負債及び契約上の地位等の権利義務を承継しました。

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件吸収分割によるニデック及びモビリティの変更登記申請は、2025 年 5 月 13 日までにを行う予定としております。

6. 上記のほか、本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上